

	放送番組審議会規程	制定：平成 26 年 4 月 1 日
		改定：

第 1 条（設 置）

当社は放送法第 6 条の規程に基づき、放送番組審議会（以下「審議会」という）を設置する。

第 2 条（目 的）

審議会は、放送番組の適正化を図るため、当社の諮問に応じ、放送番組について審議する。

第 3 条（構成等）

1. 審議会は委員 5 名以上をもって構成する。
2. 委員は学識経験者の中から代表取締役社長が委嘱する。
3. 審議会には会長及び副会長をおき、委員の互選により選任する。
4. 会長は審議会の総理する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
6. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 4 条（会 議）

1. 審議会は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席があった場合に成立する。
2. 審議会は、原則として毎年 1 回開催する。ただし、会長または当社が必要と認めるときは、随時開催することができる。

第 5 条（諮問事項）

審議会は、当社の諮問に応じ、次の事項につき審議し、その結果を当社に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定または変更。
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定または変更。
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項。

第 6 条（意見の具申）

審議会は、必要があると認めるときは、当社に対して意見を述べることができる。

第 7 条（放送内容の保存）

審議会は、法令の規程に基づき、当会社に対し必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

第8条（庶務）

審議会の事務を処理するため、局に事務所を置く。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より、実施する。

以 上